

中野区病後児保育のご案内・兼利用承諾書

1 保育方針へのご協力のお願い

仲町保育園病後児保育室では区の委託を受け、病後児保育を実施しています。病後児保育を実施するあたり、お子様を誠実かつ安全に保育いたしますが、保護者の方も当施設の保育方針にご協力をお願いいたします。

2 病後児保育の実施日

病後児保育は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定する休日。1月2日から3日、12月29日～同月31日を除く毎日実施します。

ただし、施設の改修や、地震・火災等で保育の実施体制がとれない場合は、中止とさせていただきます。

3 保育時間

保育時間は、午前8時00分から18時00分の開所時間の範囲内で、必要な時間とさせていただきます。

4 利用料

利用料は、お子様1人あたり1日につき2,000円（所得により減免があります）です。

5 利用料の支払い方法

利用料は、翌月区役所から納入通知書を送付しますので、お近くの地域事務所及び金融機関でお支払いください。

6 お子様の受け入れ

原則として、お子様は保護者の方から直接お預かりします。

7 お子様のお迎え

原則として、お子様は保護者の方が直接お迎えに来ています。急な事情で代理の方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者の方が電話で施設へご連絡ください。代理の方の身分が十分確認できない場合、施設から保護者の方に確認のための連絡を入れさせていただく場合があります。

また、お迎え時に、お子様をお迎えに来られる方のご本人確認ができるものを提示していただきます。（運転免許証・保険証など）

8 保育の中止

次のような場合には、直ちにお子様の保育を中止いたします。保育が始まっている場合は連絡いたしますので、至急、お子様のお迎えをお願いいたします。

(1) 保育にあたっている職員が伝染性疾患にかかったとき

(2) お子様または同居の家族及び同居人が伝染性疾患にかかったとき

9 保育中の事故等と治療費その他の費用の弁償

保育中のお子様のけがや事故のないよう十分に注意いたしますが、万が一、医療を施すべき傷病が発生したときは、直ちに保護者の方にご連絡するとともに、お子様の安全を守るため医療機関の診療をうけさせることができます。この場合、これに要した医療費は、保護者の方が医療機関にお支払ください。万が一、当方が立替えた場合は同額のお支払いを当方へお願ひいたします。また、医療機関が治療に必要な診療情報の提供をかかりつけ医から受けたときは、これに要した文書作成料をお支払いいただきます。やむを得ずタクシーを利用したためにかかった代金等は別途請求させていただきます。なお、明らかに当方に責任がある場合は、加入している保険によって補償いたします。

10 やむを得ずとする特別な措置

正当な理由も連絡もなく、第3項に規定する開所時間を過ぎてもお子様をお迎えに来られないときは、児童福祉法第25条の規定に基づいて中野区に児童保護に関して通告する場合があります。なお、これに関する異議の申し立て、又は金銭その他のものを請求することはできません。

1.1 異動の届出

あらかじめ届け出た家族構成や住所、お子様の健康状態その他、家庭状況等に異動が生じたときは、速やかにご連絡ください。

上記内容について、承諾します。

殿

年　　月　　日

住　　所　中野区　　丁目　番　号　　号室

保護者氏名　　㊞

対象児童名

利用日　　年　　月　　日から　　年　　月　　日